四　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
五　木質系セメント板
六　サイディングボードのうち、木材を使用したもの
七　戸（主たる部材に木材を使用したものに限る。）及びその枠（基材に木材を使用したものに限る。）
八　前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

（木材等を利用する事業）

第三条　法第二条第四項第四号の主務省令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第四項に規定する電気事業者をいう。）に供給する事業
二　木材等（法第二条第一項に規定する木材を除く。）を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業

第四条　削除

（木材関連事業者の登録の申請）

第五条　法第十五条の木材関連事業者の登録（法第十九条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条　法第十六条第一項第二号（法第十九条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）
二　法第二条第四項各号に掲げる事業（同項第四号の事業にあっては、第三条各号に掲げる事業）のいずれに該当するかの別
三　合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
四　合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置を講ずる木材等の種類
五　（略）

四　フローリングのうち、基材に木材を使用したもの
五　木質系セメント板
六　サイディングボードのうち、木材を使用したもの

（新設）

七　前各号に掲げる物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるもののうち、木材又は木材パルプを使用したもの

（木材等を利用する事業）

第三条　法第二条第三項の主務省令で定める事業は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定事業者が行う木質バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木に由来するものをいう。以下同じ。）を変換して得られる電気を電気事業者（同条第一項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。）に供給する事業とする。

（新設）

（木材関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第四条　法第六条第一項第四号の主務省令で定める事項は、木材関連事業者の体制の整備に関する事項とする。

（木材関連事業者の登録の申請）

第五条　法第八条の木材関連事業者の登録（法第十二条第一項の登録の更新を含む。第八条において単に「登録」という。）を受けようとする木材関連事業者は、当該登録に係る事業の範囲を登録実施事務の対象とする登録実施機関に申請をしなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条　法第九条第一項第二号（法第十二条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）
二　木材等の製造、加工、輸入、輸出若しくは販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築若しくは建設をする事業又は木質バイオマスを変換して得られる電気を電気事業者に供給する事業の別
三　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる部門、事務所、工場又は事業場
四　合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずる木材等の種類
五　（略）